

「暮らしの安全モデル校指定事業」事業実施報告書

モデル校指定校名 : 各務原市立各務原特別支援学校

1. 事業の実施期間 指定を受けた日から平成31年3月22日

2. 学校の概要

学校名	各務原市立各務原特別支援学校
学級数	高等部10学級
児童生徒数	全校生徒数：62名（平成30年4月1日現在）
URL	http://www.mirai.ne.jp/~kakuyogo/

3. 調査研究のテーマ

(1) 調査研究のテーマ

卒業後の自立に向け、主体的に自分の身を守ることができる生徒の育成
～消費生活の中で、自分で自分を守る姿勢や正しい知識を身に付け
正しい判断のもとに行動できる姿を目指して～

(2) 調査研究のテーマを設定した背景

平成24年12月、消費者教育の推進に関する法律が施行され、消費者一人一人が消費生活を自ら実践し、知識や的確な判断力を身に付け、主体的・能動的に学ぶ「消費者学習が」すべてのライフステージにおいて必要であると明示された。

高等部単独で知的障がいがある生徒が通う当校の生徒は皆、卒業後、それぞれの状況は違っても「働く大人」を目指して学習している。近年、発達障がいがある生徒も増えてきており、「応用する」「判断する」「相手の気持ちを察する」ことなどが苦手な生徒にとって、より体験的で実践的な学習が教育的な効果があると考えられている。

現在、全校生徒の約半数が携帯電話またはスマートフォンを所持しており、生徒間のSNSでのトラブルも発生している。自力での自転車通学や電車通学をしている生徒も多く、卒業後に自動車免許を取得する生徒もいる中で、高等部を卒業後、一社会人、一消費者としてさまざまな危険から自分自身を守ることへの意識や姿勢、知識を身に付けていくことが、それぞれの自立に向けて必要不可欠なことであると考え、本テーマを設定した。

4. 調査研究の内容等

(1) 調査研究の内容・実施日程

時期	内容	備考
5月上旬	・第1回研究推進会議を開催し、研究計画について協議・検討した。	参加者8名
6月26日	・出前講座①消費者生活（情報モラル教育）の実施 本巣市立外山小学校の上水流信秀教頭を講師に迎え、生徒と保護者を対象にSNSをめぐる様々なトラブルの未然防止や初期対応等について、具体的な事例を挙げながら説明をしていただいた。生徒の感想文からは、「変なメールが届いたら、クリックす	参加者102名 講師1名派遣

る前に相談する」「わけが分からないLINEを削除していく」等の声が聞こえた。



8月4日

- ・ 日本学校精神保健研究会夏季セミナーの参加
講義①「子どものメンタルヘルスの基礎理解」
講義②「なぜ、今、養護教諭がキーパーソンと言われているのか」
ランチオンセミナー「働く人のメンタルヘルスとストレスチェック」
演習「専門家との連携記録シートの作成体験」
ワークショップ「いじめの被害者にも加害者にもなる子供」
子どもから働く大人まで、メンタルヘルスの基礎理解を学んだ。

教員1名参加

8月8日～
8月9日

- ・ 教員を対象とした消費者教育講座の受講
講義「学校で求められている消費者教育とは」
「消費生活相談にみる若者の消費者トラブルの現状」
「若年者向け消費者教育教材の特徴と活用」
「文部科学省における消費者教育の取組について」
知的障がい特別支援学校においても、消費者教育は系統立ててしっかりと行う必要があることを改めて確認した。情報モラル教育や金銭管理の数的処理、道徳、電話のかけ方のスキルといった様々な学習課題を含む、まさに総合的な学習であることが分かった。

教員1名受講

8月9日

- ・ IT機器の活用と管理研修の参加
「ICT機器を活用した主体的で協働的な授業を目指して」
「生徒主体による情報モラル向上の取組」等
生徒の多くがスマートフォンやタブレットを活用している状況の中で、ICT機器を効果的に活用した授業実践が必要となっている現状であるとともに、情報モラル教育の充実が必須であることを確認した。

教員1名参加

10月9日

- ・ 出前講座②「悪徳商法よ、さらば」
各務原市まちづくり推進課渡辺えみ主事他2名を講師に迎え、3年生生徒を対象に悪質商法について知り、契約の怖さやクーリングオフ等について学んだ。また、困ったときに相談できる機関や消費者センターについても説明を聞いた。

参加者30名
講師3名派遣

1月21日

・出前講座③消費者教育

公益社団法人全国消費生活相談員協会中部支部消費者生活相談員の松永恵子様を講師に迎え、卒業を間近に控えた3年生生徒とその保護者を対象に、消費生活で陥りやすいトラブルについて知り、その対応の仕方についてロールプレイングやグループワークを交えながら模擬体験をした。また、テキストとして、消費者庁発行の「社会への扉」を活用した。生徒からは、「はっきり断ることと、怪しいネットショップでは買わないことを学びました」「もし困ったときや悩んだときは、必ず188に相談したいと思います」などの感想を聞くことができた。

参加者 35名
講師 1名派遣



2月22日

・出前講座④消費生活（性と生の学習）

各務原市お母さんたちの「いのちの授業」ここいくという団体を講師に迎え、2年生生徒を対象に、命、性教育、人として生きていくことについて学んだ。自分が生まれてきたことについて真剣に向き合いながら、自分の周りにいるたくさんの人やこれから出会う人についての接し方や距離感等について学ぶことができた。そして、そこに付随してくるトラブルについて、具体的な事例を紹介してもらいながら学んだ。

参加者 30名
講師 6名派遣



3月4日

・出前講座⑤消費生活（性と生の学習）

各務原市お母さんたちの「いのちの授業」ここいくという団体を講師に迎え、1年生生徒を対象に、命、性教育、人として生きていくことについて学んだ。生徒は自分がかげがえのない存在であるということを知り、自分の隣の友達や自分にかかわる人につ

参加者 28名
講師 6名派遣



<p>3月中旬</p>	<p>いてもかけがえのない存在であることを学んだ。そして、そこに付随してくるトラブルについて、具体的な事例を紹介してもらいながら学んだ。</p>  <p>・少人数グループでの授業（消費生活） 全校生徒対象や学年別での出前講座や授業を進める中で、生徒の実態別や課題別で進める授業も必要であると考え、少人数グループで行っている「自立活動」や、少人数グループに分かれて行う「生活単元学習」の中で、実態に合わせた教材（書籍やDVD）を活用しながら、消費者として直面する悪質商法のトラブルについて実感できるよう、仲間を考える授業を設定した。</p> 	<p>参加者 38 名 ※学年やグループに分かれて</p>
-------------	---	-----------------------------------

（２）調査研究の成果と課題

【成果】

- ・外部講師を招聘し、生徒と保護者を対象に出前講座を行ったり、教員が消費生活に関係する研修や講座に参加したことで、知的障がい特別支援学校での消費者教育を在学中に行う意義の大きさと、進めていく上での配慮や工夫の大切さを改めて認識することができ、専門的な知識を得ることができた。
- ・全校や学年単位で取り組むアプローチの他に、生徒の実態・課題別の少人数グループで取り組むアプローチも有効であり、そのためには、それぞれに合った教材や単元構成等の工夫が必要であることが分かり、実際に実践を進めることができた。

【課題】

- ・卒業後の消費者としてのトラブル等を考えると、商品の購入や契約だけでなく、情報モラル教育や性教育など様々な問題と関連してくることが分かり、それぞれを関連付けながら、しかも具体的で現実的な問題として生徒に分かりやすく提示していくことが必要である。日々進化している犯罪やトラブル等についての情報や知識に敏感に反応しながら収集し、生徒がより主体的で賢い消費者として生活していける社会人を目指していけるよう、学校にできることを常に考えていくことが大切である。